

清水港港湾計画書

－ 軽 易 な 変 更 －

平 成 2 1 年 3 月

清水港港湾管理者

静 岡 県

本計画書は、港湾法第3条の3の規定に基づき、

- ・平成16年5月 第27回静岡県地方港湾審議会
- ・平成16年7月 交通政策審議会第11回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 第28回静岡県地方港湾審議会
- ・平成19年2月 第29回静岡県地方港湾審議会
- ・平成20年3月 第30回静岡県地方港湾審議会

の議を経た清水港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 小型船だまり計画	2
2 マリーナ計画	3

変更理由

小型船の安全かつ適切な収容を図るため、折戸地区及び三保地区において小型船だまり計画を変更する。また、これに伴い、折戸地区においてマリーナ計画を変更する。

1 小型船だまり計画

小型船の安全かつ適切な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

折戸地区

折戸小型船だまり

小型栈橋 4基 [新規計画]

三保地区

三保小型船だまり

物揚場 水深2.5m 延長130m [既設]

小型栈橋 4基 [新規計画]

ふ頭用地 1ha [既設]

なお、これに伴い、船揚場92mを廃止する。

2 マリーナ計画

小型船だまりの計画変更に伴い、マリーナを次のとおり計画する。

[マリーナ計画]

折戸地区

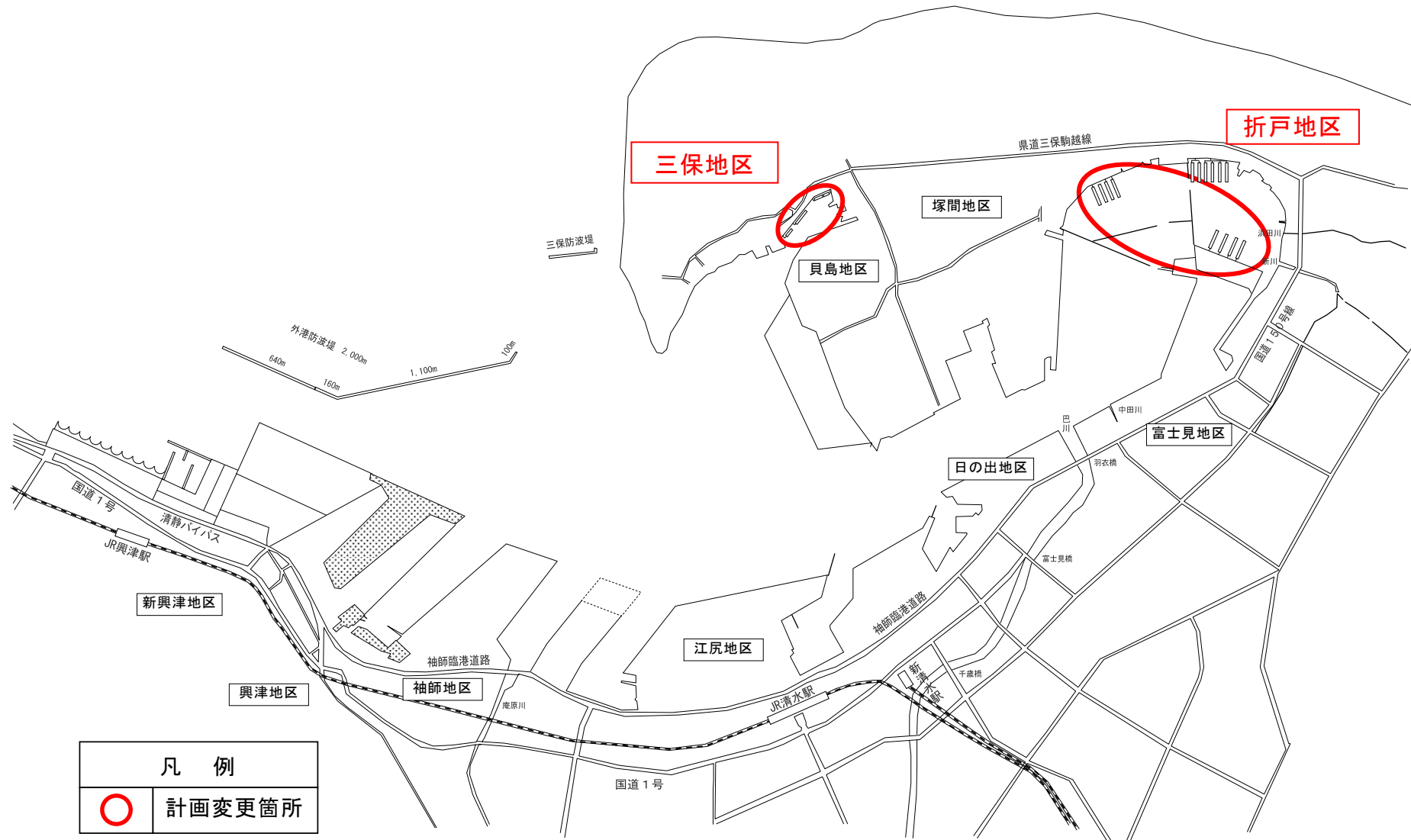
折戸公共マリーナ

航路 水深 2 m 幅員 40 m [既定計画]

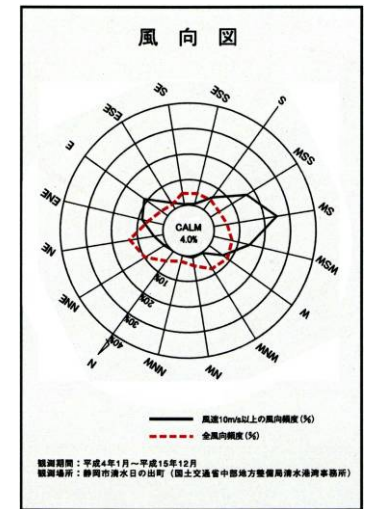
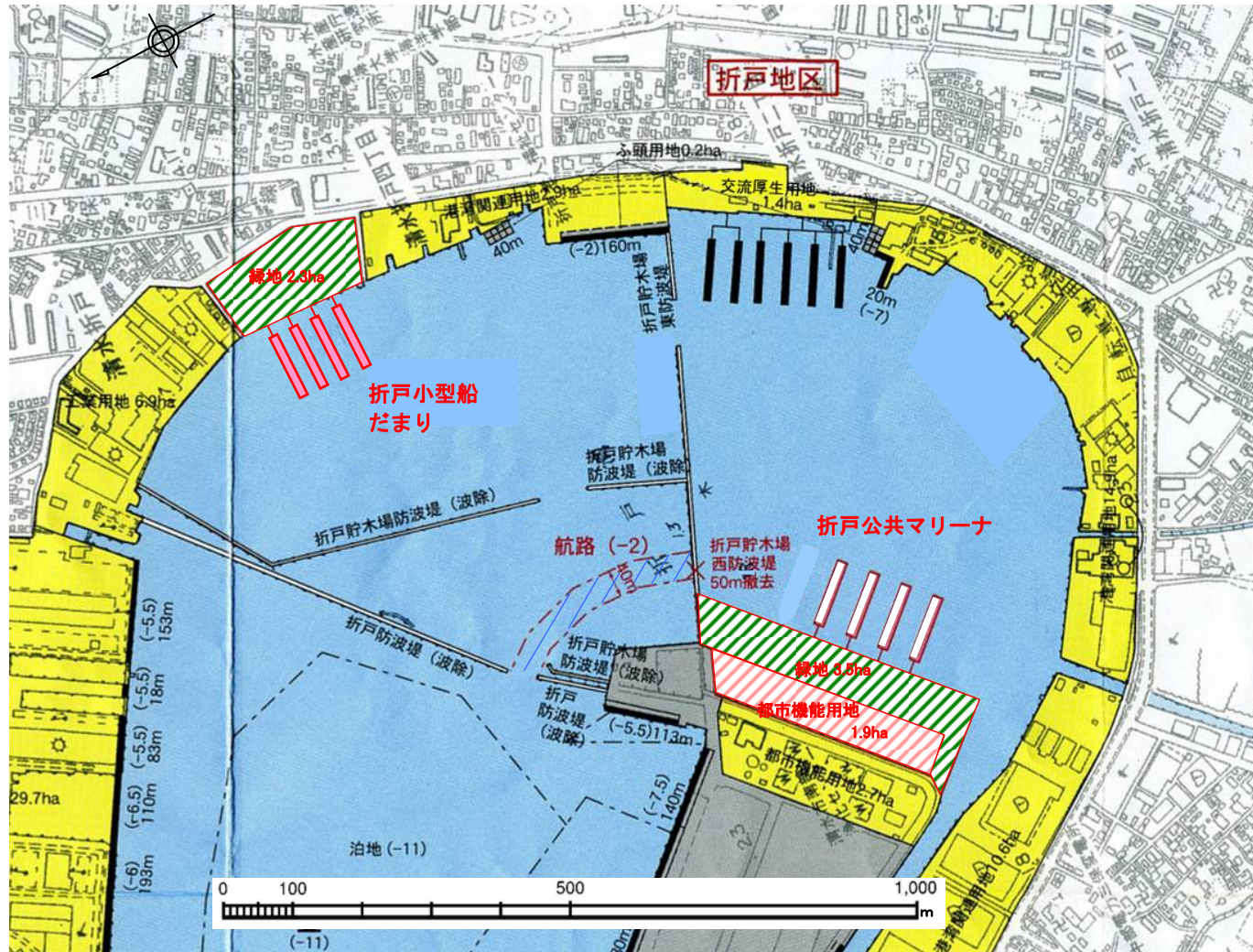
小型栈橋 4 基 [既定計画の変更計画]

(既定計画
小型栈橋 8 基)

清水港港湾計画位置図

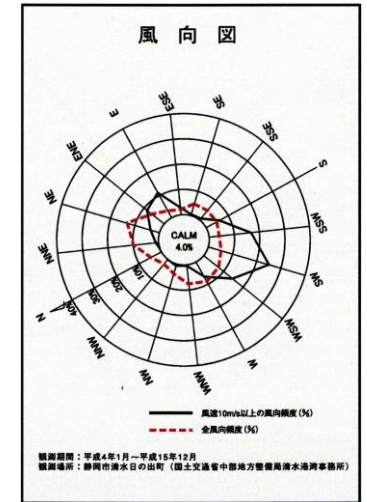
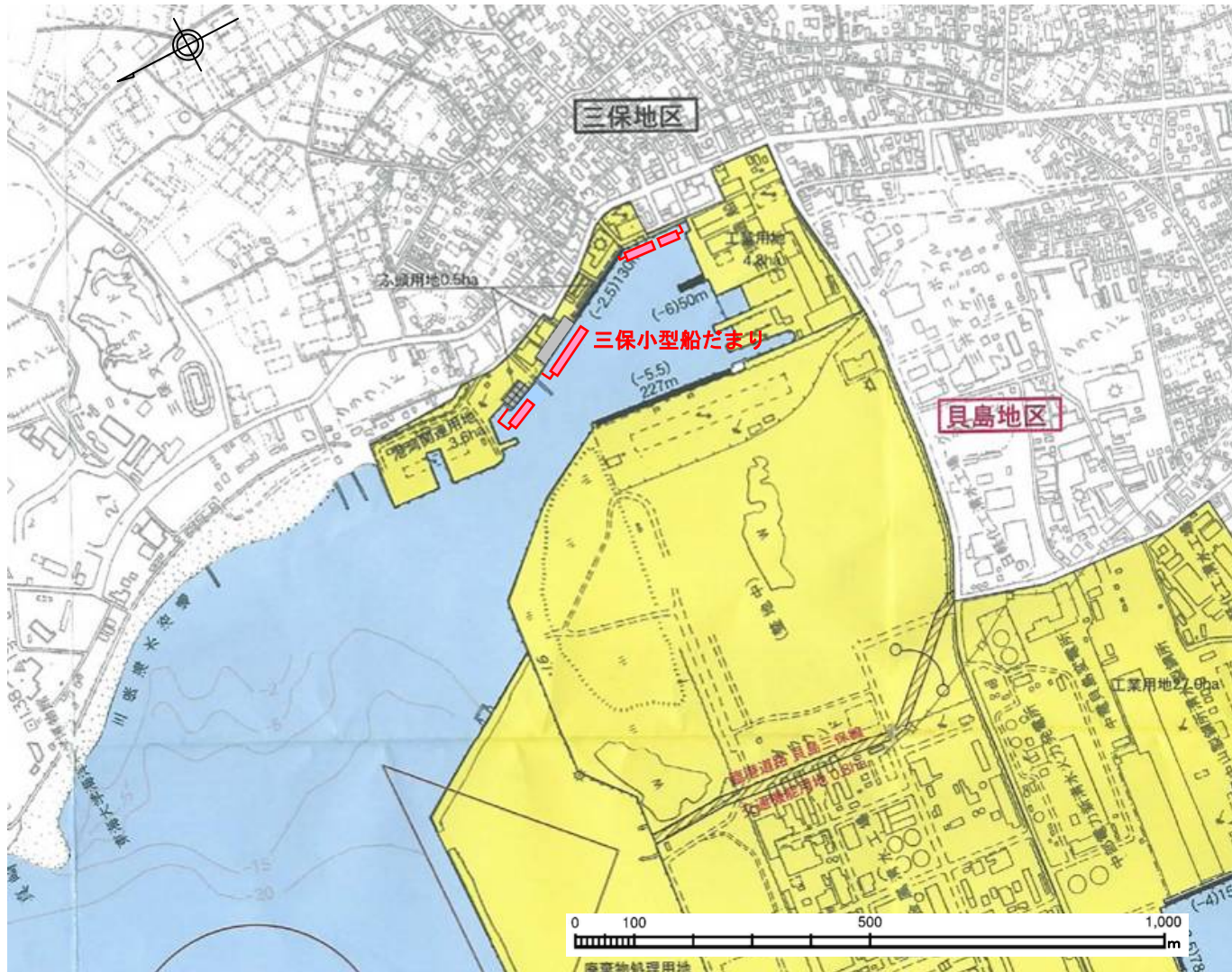


清水港港湾計画図（折戸地区）



凡例		
	航路・泊地	(既定計画)
	外郭施設	(既設)
	公共岸壁	(既設)
	公共物揚場	(既設)
	公共船揚場	(既設)
	専用岸壁	(既設)
	係船浮標	(既設)
	小型棧橋	(今回計画)
	小型棧橋	(既定計画)
	緑地	(既定計画)
	緑地	(既設)
	その他の用地	(既定計画)
	その他の用地	(既設)
	施設撤去	(既定計画)

清水港港湾計画図（三保地区）



凡例		
	公共物揚場	(既設)
	公共船揚場	(既設)
	専用岸壁	(既設)
	小型棧橋	(今回計画)
	臨港道路	(規定計画)
	ふ頭用地	(既設)
	その他の用地	(既設)